

庄監公告第6号

地方自治法第199条第9項及び庄内町監査委員条例第9条の規定により、令和5年度財政援助団体等の監査結果について別紙のとおり公表する。

令和5年12月26日

庄内町監査委員 安藤 一雄

庄内町監査委員 五十風 啓一

監発第 44 号
令和5年12月20日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 五十嵐 啓 一

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ・庄内町商工会事業補助金（令和4年度） | 6,052千円 |
| ・庄内町商工業振興支援事業補助金(後継者育成支援事業)（令和4年度） | 66千円 |

(2) 監査を執行した日時

- ・実地検査：令和5年5月29日(月) 9時30分から11時30分
- ・決算審査：令和5年8月2日(水)から令和5年8月18日(金)
- ・定期監査：令和5年10月17日(火) 商工観光課

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体的に概ね良好であると認められた。

監発第 45 号
令和5年12月20日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 五十嵐 啓 一

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町新産業創造協議会に対する財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・地域6次産業化推進事業委託料 11,311 千円

(2) 監査を執行した期日

- ・実地検査：令和5年5月29日(月) 13時30分から15時
- ・決算審査：令和5年8月2日(水) から令和5年8月18日(金)
- ・定期監査：令和5年10月17日(火) 商工観光課

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体的に概ね良好であると認められた。

監発第 46 号
令和5年12月20日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 五十嵐 啓 一

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

庄内町社会福祉協議会補助金（令和4年度） 27,138 千円

(2) 監査を執行した日時

- ・ 実地検査：令和5年5月30日(火) 9時30分から11時50分
- ・ 決算審査：令和5年8月2日(水)から令和5年8月18日(金)
- ・ 定期監査：令和5年10月26日(木) 保健福祉課

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体的に概ね良好であると認められた。

監発第 47 号
令和5年12月20日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町監査委員 安 藤 一 雄
庄内町監査委員 五十嵐 啓 一

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 協同組合風車市場

(庄内町狩川字外北割 97 番地 1)

指定管理施設 庄内町農産物交流施設

委託料の名称及び金額

庄内町農産物交流施設指定管理委託料(令和 4 年度)	3,800 千円
----------------------------	----------

庄内町農産物交流施設指定管理委託料(高騰分)	243 千円
------------------------	--------

(2) 監査を執行した期日

- ・ 実地検査：令和 5 年 5 月 30 日(火) 13 時 30 分から 15 時 20 分
- ・ 決算審査：令和 5 年 8 月 2 日(水)から令和 5 年 8 月 18 日(金)
- ・ 定期監査：令和 5 年 10 月 12 日(木) 農林課

(3) 実施した監査の手続き

令和 4 年度に指定管理者が行った「庄内町農産物交流施設」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体的に概ね良好であると認められた。